

魚津市告示第80号

魚津市LINE公式アカウント利用規約の一部改正について
魚津LINE公式アカウント利用規約（令和3年魚津市告示第149号）の一部
を次のように改正する。

令和7年3月27日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(適用)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(適用)</p>
<p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者は、本規約に加え、<u>LINEヤフー株式会社</u>が定める規約等を遵守するものとします。</p> <p>(サービス)</p>	<p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者は、本規約に加え、<u>LINE株式会社</u>が定める規約等を遵守するものとしてします。</p> <p>(サービス)</p>
<p>第3条 (略)</p> <p>(1) - (4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めるサービス</u></p> <p>(禁止事項)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>(1) - (4) (略)</p> <p>(5) <u>その他、市が必要と認めるサービス</u></p> <p>(禁止事項)</p>
<p>第4条 (略)</p> <p>(1) - (5) (略)</p> <p>(6) <u>個人情報</u>の<u>特定、開示、漏えい</u>等のプライバシーを侵害する行為</p> <p>(7) - (10) (略)</p> <p>(11) <u>LINEヤフー株式会社</u>が定める規約等において禁止とされる行為</p> <p>(12) <u>前各号に掲げるもののほか、市が不適切と判断した行為</u></p> <p>(知的財産権の帰属)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>(1) - (5) (略)</p> <p>(6) <u>個人情報</u>を<u>特定、開示、漏えい</u>する等のプライバシーを侵害する行為</p> <p>(7) - (10) (略)</p> <p>(11) <u>LINE株式会社</u>が定める規約等において禁止とされる行為</p> <p>(12) <u>その他、市が不適切と判断した行為</u></p> <p>(知的財産権の帰属)</p>
<p>第5条 (略)</p> <p>2 市が提供するサービスについて、利用者は、「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、<u>無断で複製し、又は転用</u>することはできません。</p> <p>(免責事項)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>2 市が提供するサービスについて、利用者は、「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、<u>無断で複製又は転用</u>することはできません。</p> <p>(免責事項)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(1) 市は、当アカウントのサービスにおける事実上又は法律上の瑕疵（正確性、完全性又は有用性等）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、利用者に対してかかる^{かし}瑕疵の全てを除去してサービスを提供する義務を負いません。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 市は、<u>LINEヤフー株式会社</u>等の提供するソフトウェア、システム又はアプリケーションの機能に関する利用方法、技術的な質問等について、必要と認める場合を除き、回答する義務を負いません。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(個人情報取扱い)</p> <p>第 7 条 市は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、同法の規定に基づき、<u>適切に収集し、利用し、及び管理するものとします。</u></p> <p>第 8 条 ・ 第 9 条 (略)</p>	<p>(1) 市は、当アカウントのサービスにおける事実上又は法律上の瑕疵（正確性、完全性又は有用性等）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、利用者に対してかかる瑕疵の全てを除去してサービスを提供する義務を負いません。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 市は、<u>LINE株式会社</u>等の提供するソフトウェア、システム又はアプリケーションの機能に関する利用方法、技術的な質問等について、必要と認める場合を除き、回答する義務を負いません。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(個人情報取扱い)</p> <p>第 7 条 市は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、同法の規定に基づき、<u>適切に収集、利用及び管理するものとします。</u></p> <p>第 8 条 ・ 第 9 条 (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。